

経済財政運営と改革の基本方針 2017 19 ページ～21 ページ

第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(1) 地方創生

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上及び東京一極集中の是正のため、地方大学において特色ある取組が推進されるよう、産官学連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等に向けた取組を支援し地方大学の活性化を図るとともに、大学生の集中が進む東京 23 区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。さらに、地方における若者雇用創出のため、地方創生インターンシップの推進や、奨学金返還支援制度の全国展開を進めるほか、企業の地方拠点強化策の加速化の検討、中央省庁のサテライトオフィスの実証、試行を行う。

地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくりや、地域経済全体を牽引する事業等を後押しするとともに、プロフェッショナル人材を活用する。また、地域の遊休資産の有効活用を進めることとし、空き店舗については、地方創生推進交付金を含む関係府省による重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討し、年内に結論を得る。地方におけるソーシャルベンチャーの振興や、効果的な活用を促す。まちづくりについては、連携中枢都市圏等の形成を進め、日本版 B I D を含むエリアマネジメントの推進方策を検討する。

意欲と熱意をもって取り組む地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面から支援する。情報面では地域経済分析システムの活用促進、人材面では「地方創生カレッジ」の充実、財政面では地方創生推進交付金や地方創生応援税制等の活用を行う。

(2) 略

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域経済の主役である中堅・中小・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、必要な取組を行う。

生産性の抜本的向上のため、I T やロボット等の導入、技術開発の促進、海外展開を含む販路開拓の促進等を進めつつ、地域の中核企業が牽引する地域活性化を集中的に支援する。また、信用保証制度の見直しによる金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担、経営支援体制の充実等により、中小企業・小規模事業者への経営支援を強化する。

さらに、多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。

未来投資戦略 2017 38 ページ

Ⅲ. 地域経済好循環システムの構築

(主な取組)

<中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業>

- ・地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構（REVIC）・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、地域でのデータ活用促進等の支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で2,000社程度の支援を目指す。

未来投資戦略 2017 137 ページ

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。

事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。

域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。

このため、第一に、中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本的に向上させるための投資やイノベーション等を促進する。これに向け、IT化・ロボット導入、データ利活用等に取り組む。

第二に、金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じて、生産性向上の取組や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝を促進する。2020年頃に到来する団塊世代経営者の引退期を円滑な事業承継により乗り越える。経営者の経営改善・生産性向上の意欲を高め、金融機関が事業性評価・経営支援を適切に行う動機付けになるよう信用保証制度を強化する。金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依りすぎない融資を促進し、成長資金の供給を加速する。これらを各種支援機関の相互連携・機能強化・質の向上を図りつつ推進する。

第三に、事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が、地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を作る。域外への販売が大きく、その多くを域内から調達する中核企業等とその取引群を重点支援し、当該企業の生産性向上・地域経済圏の活性化とともに外需の取込みも図り、圏域の中小企業・小規模事業者等が一体として発展することを目指す。観光・スポーツ・文化・先端ものづくり分野といった地域の成長分野において、地方公共団体・中核企業など地域の関係者による「地域ぐるみ」の計画的な取組を強力に支援する。世代を超えた交流人口の拡大等の地域活性化の取組の推進、兼業やIターン等による人材の活用や経営人材の育成により、地域の成長を支える。これら取組により、「地

域への未来投資」を拡大し、今後3年程度で、投資拡大1兆円、GDP5兆円の押し上げを目指す。

あわせて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月 日閣議決定）に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

未来投資戦略2017 141 ページ

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

（2）新たに講ずべき具体的施策

- iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化
- ・本年度に制度改正した地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構（REVIC）・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ利活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等、これらの支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。効果的な実施に向け、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム（RESAS）の活用等により、本年夏を目途に2,000社程度を選定・公表する。関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で2,000社程度の支援を目指す。

③地域未来投資

<概要>

地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業を促進し、地域中核企業を軸として地域経済が発展することを旨とする。

【具体的取組】

◎地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進

- ・地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽(けん)引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等のあらゆる政策ツールを集中投入し、3年で2,000社程度の支援を目指す。
- ・具体的には、設備投資に対する支援措置（平成29年に創設された地域経済牽引事業に対する税制措置、地方税の減免に伴う補てん措置）、財政面の支援措置（地方創生推進交付金及び海外市場展開等の専門人材による人的支援のための措置）、金融面の支援措置（地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等の連携によるファンド等からのリスクマネーの供給促進）、規制の特例措置等（公共機関が保有するデータ活用等に資する事業環境整備の提案手続の創設、農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮）などの支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図り、観光・スポーツ・文化・第四次産業革命・先端ものづくり分野といった地域の成長分野に対して支援を行う。
- ・例えば、①魅力的な温泉街形成に向けた景観ルールの策定や、観光地全体の統一感を維持するための投資促進、②スタジアム・アリーナを核とした街づくりや、地域住民や観光客が滞在したくなる空間整備・地域づくり等の面的開発・サービス産業の生産性向上に向けた取組、③IoT や人工知能などの新たな技術や公共機関が保有するビッグデータ等の利活用を通じた新たなビジネスの創出、④地域のものづくり企業・医療機関・医療機器販売企業等が連携して取り組む医療機器・システム開発や、医療機関による製品評価サービスの提供など、地域医療機器産業の裾野拡大に向けた環境整備等への支援を行う。
- ・関係府省庁一体となって、案件発掘・フォローアップや各省庁の施策の効果的な活用等に取り組んでいく。
- ・効果的な実施に向け、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム（RESAS）の活用等により、平成29年夏を目途に、2,000社程度を選定・公表する。

◎ (1)-(ア)-G-③ 地域の未来につながる地域未来牽引事業（地域経済牽引事業）への投資の促進

日本全体で見ると、投資額は足元で回復しつつあるが、リーマン・ショック以前の水準には未だ回復していない。また、業種別にみると、非製造業では需要密度の高い首都圏への投資が進んでおり、また、製造業でも、多くの地域で投資が伸び悩み、大企業の主力工場の海外移転による空洞化や、地域の下請け企業の受注の伸び悩みが生じている。

他方、近年の新しい地域経済の動向として、将来伸びゆく分野に着目し、地域の資源・魅力を活用することで、新たな収益機会を地域の内外に創出し、地域に高い波及効果をもたらす地域未来牽引事業が登場しつつある。

これら地域未来牽引事業の特徴は、①第4次産業革命、②スポーツ・観光や医療・介護・教育など公的サービス、③先端ものづくり(航空機、医療機器等)などのこれから伸びる分野に挑戦し、地域の関係者（地方公共団体、関係事業者、地域金融機関等）を巻き込んだ戦略的かつスピーディーな事業展開を実施することにある。

地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、RESAS の活用等により、地域経済を牽引する地域未来牽引企業（地域経済牽引事業者）を抽出するとともに、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度（地方創生推進交付金の活用等）、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援する。